

裁 決

審査請求人

処分庁

審査請求人が、平成26年8月1日付けで提起した審査請求（以下「本件審査請求1」という。）及び同月12日付けで提起した審査請求（以下「本件審査請求2」といい、本件審査請求1と併せて「本件各審査請求」という。）につき、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「行審法」という。）第36条の規定により併合し、次のとおり裁決する。

主 文

が、審査請求人に対して行い、平成26年6月30日付け
で通知した保護廃止決定及び同年8月1日付け
で通知した保護申請却下決定を、いずれも取り消す。

理 由

審査請求の趣旨及び理由

審査請求の趣旨

本件審査請求1の趣旨は、（以下「処分庁」という。）が、
審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、平成26年8月1日付け
（以下「本件却下通知書」という。）で通知した生活保護法（昭和25
年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定（以下「本
件却下処分」という。）の取消しを求めるものであり、本件審査請求2の趣旨は、
処分庁が、請求人に対し、同年6月30日付け（以下「本
件廃止通知書」という。）で通知した法に基づく保護廃止決定（以下「本件廃止
処分」という。）の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

本件各審査請求の理由は、おおむね次のとおりであり、請求人はこれらの点か
ら本件却下処分及び本件廃止処分の違法又は不当を主張するものと解される。

(1) 本件審査請求1について

ア 請求人のについて

不就労について担当者に説明したところ、それ以上言及されなかったため
そのままにただけであり、担当者には精神的にもろい部分があるため、心
理ワーカーなり臨床心理士を紹介してほしい旨を話した。この点について
から何も言われなかったため、9月の受験で了解を得たと理解した。

したがって何もしていないのではなく、からきちんと指導されてい
れば、実施した。

さらに付け加えれば、本件廃止通知書には、請求人の不就労について一言も触れられていないことは裏付けになると考える。

イ 資産・収入認定について錯誤がある。

請求人の収入のほか、預金があるといわれたが、事前に担当者に説明したとおり、()の支払があるため、収入の一部を割いて入金しているだけである。記帳の前後を確認し、理解を得たと思っていた。

この入金額を資産としてみるというのは誤認も甚だしいといわざるを得ない。

ウ 職員の不祥事について

請求人に対する保護費を詐取されるに至り、重大な被害を被っているにもかかわらず、何の反省もなく、法規とはいえ、あれこれ指図されるのは人権無視も甚だしいと言わざるを得ない。不祥事を起こした職員の発言の中には、収入を得るためには車の使用もやむを得ないという発言があった。

したがって、詐取行為があったとしても、職員の話はの話と理解する。なお、この件に関しては今もって正式な謝罪はない。

エ 会議で「否」とは？

事実をきちんと調べもせず、疑わしきは聴聞すればすむものと考えているようだが、何をもって会議をするのか。また、事実をきちんと説明したにもかかわらず、「結果ありき」を認めない。会議の経過を明らかにしてほしい。

オ 廃止にあたって弁明する発言がないうんぬんについて

前記ウにあるように、事実としてあったものが、担当者によって、対応が変わることが理解できない。きちんと説明されていない。人の感じ方は様々であり、人が人の一生を左右することであるなら、一職員の発言はの考えと同じものと解する。調査権を突き付けるならば、私のように医療に困っている者ではなく、他の者にエネルギーを割くべきであると考ええる。

指示に従わせるのではなく、どう意向に沿うものかを丁寧に指導すべきである。

(2) 本件審査請求2について

ア 請求人が本件廃止通知書を受け取ったのは平成26年8月1日であり、請求人より請求があるまで放置されていた。さらに今もって遅れた理由もつまびらかにされていない。請求人にあれこれと質問をするならばおのずと範を垂れるべきである。

イ 廃止理由について

「指示内容に従う発言がなかった」のではなく、ずっと指示に従ったにもかかわらず、あれこれと注文され一職員に侮蔑されたためである。また、請求人の保護費を詐取した元担当者より、少しでも収入を上げるために事実を述べ認めてもらったことがある。一方では車の運転事実を認めておきながら、他方法律だからと役所に言われても混乱するばかりである。

ウ 今現在生活や医療費支払いに齟齬をきたし始めている。病院にかかれなく

なれば更なる医療費がかかってしまう。

第2 認定事実及び判断

1 認定事実

- (1) 処分庁は、平成22年4月6日から、請求人に対し、法に基づく保護を開始した。なお、請求人の世帯は、請求人並びにその[REDACTED]、[REDACTED]及び[REDACTED]の[REDACTED]世帯であったこと。
- (2) 請求人が、自動車の保有に関する法第27条の規定による指導及び指示に違反した経緯は、おおむね次のとおりであること。

平成26年5月26日 請求人が[REDACTED]（以下「福祉事務所」という。）に來所した際、自動車（以下「本件自動車」という。）を運転しているのを福祉事務所職員が見かける。[REDACTED]課に照会をかけると、請求人の[REDACTED]名義で該当あり。

車両番号 [REDACTED]
車台番号 [REDACTED]
車名 [REDACTED]
取得情報 H25. 7. 30
異動情報 H25. 8. 22

5月28日 請求人が福祉事務所に來所したため、本件自動車について確認したところ、請求人の[REDACTED]が友人に名義を貸したとのこと。本件自動車はどこにあるか聞いたが分からないとのこと。車両義務違反について確認すると、知ってはいたが、前々担当者に話したら自立のため大目に見てくれたとのこと。大目に見ることはできないことを伝え、生活保護制度においては、車両の使用のみならず、保有及び保管も禁じられている旨を説明、また、以前[REDACTED]で生活保護を受給していた際にも同じようなことをしていた記載（平成15年10月）があったため、車両義務違反に係る法第27条の規定による文書での指導があることを教示する。

5月29日 福祉事務所職員が請求人の[REDACTED]の目の前に停まっている本件自動車を発見。

6月2日 請求人に本件自動車の場所を確認すると、外国人の集まる所にあると話す。それはどこかと再三伺うが分からないとのこと。名義変更に関しては現在請求人の[REDACTED]と協議中であり、6月中に何とかするとのこと。ちなみに請求人の[REDACTED]は運転免許を持っていない。

6月11日 請求人が福祉事務所に來所。請求人に「生活保護法第27条による指導及び指示について」（平成26年6月11日付け[REDACTED]。以下「本件指示文書」

という。)を交付して、請求人世帯に対する法第27条の規定による書面による指導及び指示を行い(以下「本件書面指示」という。)、本件指示文書の控えに署名してもらう。なお、本件指示文書の指導及び指示事項は次のとおり。

自動車の保有・保管・運転を禁ずる。

自動車を処分し、処分が完了したことを証する書面を提出すること。

(履行期間：指示文書受領後2週間以内)

6月13日 請求人及び請求人の■が福祉事務所に来所。福祉事務所職員が本件自動車に関して請求人の■を確認すると、■人の仲間に頼られて仕方なく名義を貸したと話す。その■人は友人ではないため、誰か分からないと話す。軽自動車税について確認すると請求人が払ったとのこと。自分が使っていない自動車でどうして料金を請求せず払ったのか問うと、払わないと滞納金が発生してしまうから払ったとのこと。本件自動車は今どこにあるのか聞くと、■にあり業者に頼んで処分しようとしているとのこと。26日までに本件自動車を処分するように話し、請求人は帰宅する。その後、福祉事務所職員が本件自動車を運転しようとする請求人を発見する。請求人に事情を問うと、急に威圧的な態度になり、本件自動車をこれから廃車にするとうまくしたてる。状況説明のために、市役所に来るように話すと行かないと述べる。請求人に文書指導等を行ってもその指導に応じない場合、生活保護を停廃止することがあると伝える。

6月19日 調査のため請求人が駐車契約をしている疑義がある駐車場(以下「本件駐車場」という。)を確認すると、本件自動車と同一車種であるが番号標に変更のある自動車を発見。

6月23日 本件駐車場について、請求人の■名義での駐車場契約(以下「本件駐車場契約」という。)を確認。

(3) 処分庁は、請求人に対し、法第62条第4項の規定による弁明の機会を付与するため、次の内容を記載した「聴聞通知書」を送付したこと。

ア 処分をしようとする理由

本件指示文書に従わず、自動車を運転していたため。

イ 弁明をすべき日時

平成26年6月26日(木)午前10時

ウ 弁明を行うべき場所

面接室

(4) 処分庁は、平成26年6月26日、請求人に弁明の機会を付与したこと。このとき、請求人は、本件自動車の名義変更を行ったとして、自動車取得税・軽自動車税申告書を持参したこと。

(5) 前記(4)における請求人の弁明内容は、おおむね次のとおりであったこと。自動車を運転してはいけないと知っていたが、法律にはどこにも載っていない。法律の拡大解釈はしないほしい。

本件指示文書にサインなんて簡単にしないほうがよかった。

運転も練習しないと忘れてしまう。運転の練習も兼ねて乗っていた。

6月13日は、本件自動車を処分するために、先に■■■■に本件自動車を取りに行っていた。■■■■を乗せて■■■■で面談をし、その後■■■■に処分に行くつもりであった。(面談のときに福祉事務所職員に事情を説明しなかった理由は)何か言うとまた面倒なことになるのが嫌だった。

(6月19日に本件駐車場に本件自動車を停めていた理由は)自動車を完全に返すのには時間がかかるため、本件駐車場を本件自動車の物置として使っていた。

会議にかけるくらいであれば辞退したい。口頭で辞退できないのであれば、会議にかけて廃止してほしい。廃止の連絡はしなくてもいい。

今日は自動車で来ていない。

(6) 平成26年6月30日、処分庁は、ケース検討会を開催した上で、請求人が「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第11問1答3(3)に該当すると判断し、廃止時期を平成26年7月1日として、法第62条第3項の規定により本件廃止処分を行うことを決定したこと。

(7) 処分庁は、平成26年6月30日、請求人に対し、保護の廃止後に生活に困窮する場合には、いつでも相談及び再申請が可能であることを案内したこと。

(8) 請求人は、平成26年7月3日、法に基づく保護の申請を行ったこと。

(9) 請求人は、平成26年7月3日、本件駐車場契約の解約手続を行ったこと。

(10) 処分庁は、前記(8)の申請に対し、本件却下処分を行ったこと。

なお、本件却下処分の理由は、次のとおりであったこと。

稼働能力を有する請求人の■■■■について、求職活動実施報告書の提出を求め、提出があったものの、求職活動を全く行っておらず、保護の要件を欠く状況となっている。そこで、請求人の■■■■を世帯分離し、他の世帯員である請求人、請求人の■■■■及び請求人の■■■■の■■■■世帯で保護の要否を判定した結果、収入認定額が最低生活費を上回り、生活保護の要否は「否」と判定された。

(11) 処分庁は、平成26年8月1日、福祉事務所に来所した請求人に対し、本件却下通知書を交付したこと。なお、その際、請求人に本件廃止通知書が送付されていないことが判明したことから、処分庁は、請求人に対し、本件廃止通知書を交付した上、本件廃止処分に対する審査請求の期間について、同日から60日以内となる旨教示したこと。

- (12) 請求人は、平成26年8月1日付けで、本件審査請求1を提起したこと。
- (13) 請求人は、平成26年8月12日付けで、本件審査請求2を提起したこと。
- (14) 請求人は、前記(1)から(6)までの間、無職であり、 治療のため定期的に通院していたこと。
- (15) 請求人宅は、 駅から約2.7キロメートル、 バスのバス停「 」(駅行きのバスが6時から20時までの間に約30本停車)から約500メートルの距離にあり、当該バス停から 駅まではバスで約10分で到着すること。

2 判断

(1) 本件廃止処分について

ア 法の仕組み

(ア) 法第27条の指導及び指示について

法第27条は、保護の実施機関が被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示(以下「27条指示」という。)をすることができる旨を定めるが、これは、単に機械的に保護費等を支給するだけでなく、保護費等が真に法の目的とする最低生活の維持のために十分に利用、消費され、ひいては被保護者の自立が助長されるよう、実施機関が被保護者に対して働きかけることを定めた規定である。

そして、法第62条第1項は、被保護者が27条指示に従わなければならない旨を、法第62条第3項は、被保護者が同条第1項の義務に違反した場合に保護の変更、停止又は廃止をすることができる旨をそれぞれ定めている。これは、被保護者が、27条指示に従う義務に違反する場合に、要保護性の有無とは直接には関連なしに、義務違反に対する制裁を理由に、保護実施機関による保護の変更、停止又は廃止を認める規定であると解される(京都地裁平成5年10月25日判決参照)。

もっとも、生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第19条は、被保護者が書面による27条指示に従わなかった場合でなければ、実施機関は法第62条第3項の権限を行使してはならないと規定する。

また、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知)第11の2(4)は、27条指示は原則として口頭により行うものとし、口頭による指示で目的を達せられなかった場合や目的を達せられないと認められる場合等口頭によりがたいときに、書面による指示を行うものと定めている。

これらの運用は、法第62条第3項による保護の停廃止等が被保護者の生活に関わる重大な不利益処分であることに鑑み、27条指示の順守義務違反があった場合においても直ちに停廃止等の処分を選択するのではなく、再度当該義務を遵守させる機会を与えるとともに、当該指示の内容を明確にするべく書面をもって被保護者に知らしめ、それでも違反した場合に初めて処分を行うことができるとするのが妥当であるとの趣旨で定められたものと解される。

したがって、27条指示は、保護支給開始後、実施機関が保護費の利用状況や就労状況等を継続的に把握した上で必要があると認めた場合に、まずは口頭により行い、続いて書面により行うという経過をたどるのが通常と考えられる（福岡地裁平成10年5月26日判決参照）。

さらに、課長通知第11の問1は、被保護者が書面による27条指示に従わない場合において、必要と認められるときは、法第62条の規定により、所定の手続を経た上、保護の変更、停止又は廃止を行うこととなるが、当該要保護者の状況によりなお効果が期待されるときは、これらの処分を行うに先立ち、再度、書面による27条指示を行うこととしている。

なお、法第62条第4項は、保護の実施機関は、同条第3項の規定により、保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならず、この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならないと規定し、被保護者が自らの権利を防御する機会を保障している。

(イ) 処分の相当性について

27条指示違反を理由に被保護者に不利益処分を課す場合には、被保護者の保護の必要性にも十分配慮する必要がある、特に保護廃止決定は、被保護者の最低限度の生活の保障を奪う重大な処分であるから、違反の程度が当該処分に相当するような重大なものであることが必要であって、それに至らない程度の違反行為については、何らかの処分が必要な場合でも、保護の変更や停止などのより軽い処分を選択すべきである（前掲福岡地裁判決参照）。

もっとも、①最近1年以内において当該27条指示違反のほかに、文書による27条指示に対する違反、立入調査拒否又は検診命令違反があったとき、②法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき、③保護の停止を行うことによっては27条指示に従わせることが著しく困難であると認められるときのいずれかに該当する場合には、保護を廃止することとされている（課長通知第11の問1の答3）。

イ 本件書面指示の内容について

(ア) 資産の活用について

生活保護は、世帯を単位として、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活を維持するために活用することを要件とし、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものであり、最低限度の生活の需要を満たすのに十分であって、かつ、これを超えないものでなければならない（法第4条、第8条及び第10条）。

そして、最低限度の生活に照らして、所有又は利用を容認するに適しない資産は、次の①から⑤までの場合を除き、原則として処分をした上で、

最低限度の生活を維持するために活用することとされる（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知（以下「次官通知」という。）第3）。

- ① その資産が現実には最低限度の生活維持のために活用されており、かつ、処分するよりも保有しているほうが生活の維持及び自立の助長を促すもの
- ② 現在活用されていないが、近い将来において活用されることがほぼ確実であって、かつ、処分するよりも保有しているほうが生活の維持を促すもの
- ③ 処分することができないか、又は著しく困難なもの
- ④ 売却代金よりも売却に要する経費が高いもの
- ⑤ 社会通念上、処分させることを適当としないもの

(イ) 被保護者の自動車の保有について

課長通知第3の問9は、障害者等が自動車による以外に通勤する方法が全くない等一定の場合には、次官通知第3の5（前記（ア）⑤）の「社会通念上、処分させることを適当としないもの」として通勤用自動車の保有を認めてよいとしている。

また、課長通知第3の問12は、障害者又は公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が、通院、通所及び通学（以下「通院等」という。）のために自動車を必要とする場合には、一定の要件の下で、次官通知第3の5（前記（ア）⑤）の「社会通念上、処分させることを適当としないもの」として自動車の保有を認めて差しつかえないとしている。

さらに、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問3-14では、課長通知第3の問9及び問12以外の被保護者による自動車を保有について、「生活用品としての自動車は、単に日常生活の便利のために用いられるのみであるならば、地域の普及率の如何にかかわらず、自動車の保有を認める段階には至っていない」として、生活用品としての自動車については、原則的に保有は認められないとしている。

なお、以上の課長通知及び問答集における自動車の「保有」とは、次官通知第3において「所有又は利用を容認するに適しない資産」とされていることに鑑み、自動車の所有のみならず利用も含むと解される。

(ウ) 本件書面指示の妥当性について

前記認定事実（2）によれば、本件自動車は、請求人の■が所有していたと認められるところ、前記認定事実（2）及び（4）によれば、請求人の■、■及び■が本件自動車を利用していた事実は認められず、専ら請求人がこれを利用していたと認められる。

そして、前記認定事実（2）、（4）、（14）及び（15）によれば、請求人が本件自動車を通勤用に利用していた事実は認められず、また、請求人が障害者又は公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者である

とも認められず、その他請求人が本件自動車を利用するにつきやむを得ない事情は伺えず、請求人は、専ら日常生活の便利のために自動車を利用していたと認められる。

さらに、請求人の■、■及び■にも、本件自動車を所有又は利用するにつきやむを得ない事情は伺えない。

以上によれば、本件自動車は、請求人世帯にとって、社会通念上、処分させることを適当としない資産には該当しないから、本件自動車の保有、保管及び運転を禁じた上、その処分及び処分が完了したことを証する書面の提出を指示した本件書面指示は、妥当であったというべきである。

ウ 本件書面指示に係る手続について

前記認定事実（２）によれば、処分庁は、平成２６年５月２６日、請求人が本件自動車を運転しているのを発見したことから、同月２８日、請求人に対して、自動車の使用等が禁じられている旨口頭による２７条指示を行っているとして認められる。

そして、前記認定事実（２）のとおり、同月２９日、福祉事務所職員が、請求人宅前に本件自動車が停車しているのを発見したにもかかわらず、同年６月２日、請求人に本件自動車の所在を再三確認したところ、請求人が分からないなどと回答していることに鑑みれば、請求人は、上記の口頭による２７条指示後も本件自動車を利用していたと強く疑われる。

これを受け、前記認定事実（２）のとおり、処分庁は、同月１１日に本件書面指示を行ったものの、請求人は、同月１３日に本件自動車を運転しているところを福祉事務所職員に発見されており、本件書面指示に明確に違反したと認められる。

また、前記認定事実（２）のとおり、処分庁は、同月１９日、本件駐車場に本件自動車と同一車種で番号標に変更のある自動車が駐車してあることを確認しているところ、前記認定事実（４）に照らすと、当該自動車は、名義変更後の本件自動車であると認められる。さらに、福祉事務所職員は、同月２３日、本件駐車場契約の存在を確認しており、これらの事情から、請求人は、上記のとおり本件書面指示違反を福祉事務所職員に発見された後も、本件自動車を日常的に使用可能な状況に置いていたと認められる。

そして、前記認定事実（３）及び（４）のとおり、処分庁は、法第６２条第４項の規定により、請求人に適正に弁明の機会を付与していると認められる。

他方、本件廃止処分に先立ち、処分庁から請求人に対し、課長通知第１１問１が定める再度の書面による２７条指示が行われた事実は認められない。しかし、上記のとおり、本件書面指示違反を処分庁に発見された後も、請求人が本件自動車を日常的に使用可能な状況に置いていたことに加え、前記認定事実（５）のとおり、弁明の機会において、請求人が本件書面指示に従う意思を示さず、むしろ生活保護を廃止してほしいなどと述べていることにも鑑みると、再度の書面による２７条指示を行ったとしても、請求人が従うこ

とは期待できなかつたといえる。

したがって、処分庁が、再度の書面による27条指示を行わずに本件廃止処分に至ったことには合理性が認められる。

以上により、本件書面指示から本件廃止処分に至る一連の手續に違法又は不当な点は認められない。

エ 本件廃止処分に係る手續について

法第26条によれば、実施機関は、保護停止又は廃止の処分をしたときは、書面をもって被保護者に通知しなければならない。このように法が書面による通知を必要とした趣旨は、保護停止等が被保護者の権利利益に重大な影響を与える処分であることから、処分の存在及び内容の明確性を担保するとともに、被保護者に処分の存在及び内容を正確に知らせ、不服申立ての機会を付与する点にあると解され、書面による処分の通知は被保護者の利益保護のため重要な手續であるといえる。そうであれば、書面による通知は、処分後速やかに、できる限り確実に行われなければならない、実施機関は通知書交付のため相当と認められる方策を尽くす必要があると解される(福岡地裁平成21年3月17日判決参照。)

本件廃止処分においては、前記認定事実(11)のとおり、処分庁が本件廃止通知書を請求人に交付したのが平成26年8月1日と認められ、書面による通知が処分後速やかに行われたとも、速やかな通知書交付のため相当と認められる方策が尽くされたともいい難い。

しかし、上記のとおり、本件廃止処分から30日以上が経過しているとはいえ、本件廃止通知書が請求人に交付されており、その際、前記認定事実(11)のとおり、本件廃止処分に対する審査請求の期間が、当該交付から起算される旨教示されていることに鑑みれば、本件廃止通知書の交付が本件廃止処分から30日以上が経過して行われた点に、本件処分を取り消すまでの違法はないといえる。

オ 本件廃止処分の相当性について

(ア) 前記認定事実(6)のとおり、処分庁は、請求人に対し、課長通知第11の問1の答3(3)に該当するとして本件廃止処分を行っているので、まず、本件廃止処分において、課長通知第11の問1の答3(3)に当たる事情が認められるかを検討する。

この点、前記認定事実(2)及び(5)のとおり、請求人は、請求人の名義の本件自動車を自ら使用していたにもかかわらず、他人に名義貸しをした旨の虚偽の申告を繰り返し、本件書面指示に至ったこと、本件書面指示直後に本件自動車を運転して本件書面指示に違反し、その後も本件自動車を日常的に使用可能な状態に置いていたこと、弁明の機会においても本件書面指示に従う意思を示さず、生活保護を廃止にしてほしいなどと発言していることが認められる。これらの事情を考慮すると、請求人は、本件廃止処分に至るまで、本件書面指示に従う意識が相当希薄であったといわざるを得ない。

しかし、前記認定事実(2)及び(5)の事情に照らしてみても、保護の停止を行うことによっては本件書面指示に従わせることが著しく困難であったとはいえない。なお、前記認定事実(2)のとおり、請求人には、平成15年に保護を受給していた際にも自動車を保有していたとの事情が見受けられるが、10年以上前の事情であって、本件廃止処分において重視すべき事情にはあたらない。

むしろ、前記認定事実(4)及び(9)のとおり、請求人は、弁明の機会までに本件自動車の名義変更をした上で、本件廃止処分直後に、本件駐車場契約の解約手続を行っていることに鑑みれば、保護の停止処分により本件書面指示に従わせることも十分可能であったと考えられる。

また、前記認定事実(2)及び(6)のとおり、請求人は、従前、福祉事務所の担当職員から、自動車使用を例外的に許可されていたとの事情も伺えること、本件廃止処分は、本件書面指示に先立つ口頭による27条指示がなされてから1か月程度という短期間になされたものであることにも照らせば、保護の停止処分を行うことで、請求人が本件書面指示に従う意識を喚起することも十分可能であったといえることができる。

したがって、本件廃止処分においては、課長通知第11の問1の答3(3)に該当する事情は認められない。

(イ) また、請求人には、前記ア(イ)の課長通知第11の問1の答3に定める事情のうち、①本件書面指示違反から1年以内において、本件書面指示違反のほか、文書による27条指示違反、立入調査拒否又は検診命令違反があったとの事情及び②法第78条により費用徴収の対象となるべき事実についての指導指示違反があったとの事情も見当たらない。

(ウ) さらに、前記(ア)のとおり、請求人は、本件廃止処分に至るまで、本件書面指示に従う意識が相当希薄であったとはいわざるを得ないものの、請求人の本件書面指示違反の程度が、前記ア(イ)にいう保護廃止決定に相当するような重大なものであるともいえない。

カ 小括

以上によれば、本件廃止処分は、課長通知第11の問1の答3に定める保護廃止決定とすべき事情がいずれも認められず、かつ、本件書面指示違反が保護廃止決定に相当する重大なものともいえないにもかかわらず、保護停止決定を経ずに保護廃止決定という重大な不利益処分を行った点において相当性を欠き、処分庁の合理的裁量の範囲を逸脱したものと認められるから、違法であり、取消しを免れない。

(2) 本件却下処分について

前記(1)カのとおり、本件廃止処分は取消しを免れない処分であることから、結局のところ、本件申請は、保護受給中の請求人による保護申請となり、これを理由として、処分庁は、本件申請を却下すべきこととなる。

しかしながら、本件却下処分は、前記認定事実(10)のとおり、請求人世帯の保護の可否を判定した結果、収入認定額が最低生活費を上回り、保護が不要

と判定されたことを理由として行われたものであり、上記のとおり、保護受給中の請求人による保護申請であることを理由として行われたものでないから、この点において違法であり、取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件各審査請求はいずれも理由があるから、行審法第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成26年12月9日

千葉県知事 鈴木 栄 治

